

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う<u>性と健康の相談センター事業</u></p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 平成28年4月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成30年7月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第15号及び第19号、令和2年7月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う<u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u></p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 平成28年4月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成30年7月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第15号及び第19号、令和2年7月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>

(10) 市町村が行う母子保健対策強化事業

4～14 (略)

(新規)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。  
ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業

① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業

① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に

- は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (申請手続)
- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- 市町村長（保健所設置市長、特別区区长を除く。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

新	旧
	<p>都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)及び(8)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>9 厚生労働大臣は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合 都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた</p>

新	旧
	<p>場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日) に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)及び(8)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

別表					別表				
旧					新				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの心 の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県 (指定都市) 当たり 1,458,000 円×実施月数	子どもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料、報償 費、職員手当等 、給料、報償 費、食糧費、印 刷製本費、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費	2分の1	母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの心 の診療 ネットワ ーク事業	(略)	子どもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料及び職 員手当等(ただし 会計年度任用 職員へ支給され るものに限る)、 報償費、共済費、 旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費	(略)
						性と健康 の相談セ ンター事 業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 829,750 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 54,800 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する 専任の相談員を配置し、開設時間 が週 40 時間を超える時間は、当 該 40 時間を超える時間を 14 時間 で除した数(小数点以下四捨五 入)を 実施月数に 乗ずることがで きる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科 受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 158,000 円×実施月数 ② 初回産科受診料支援 10,000 円×助成件数	生涯を通じた女 性の健康支援事 業に必要な報 酬、給料、報償 費、職員手当等 、共済費、旅費、 需用費(消耗品 費、食糧費、印 刷製本費)、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費、負担金 補助及び交付金 (負担金)、扶助 費	2分の1
						生涯を通じた女 性の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 57,500 円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) (1) 基本分 158,700 円×実施月数 (2) 加算分 ① 妊娠に悩む者に対する専任 の相談員を配置する場合の加算 78,100 円×実施月数 ② 特定妊婦と疑われる者に対 する産科受診等支援を実施する 場合の加算 (イ) 158,000 円×実施月数 (イ) 10,000 円×初回産科受診料 助成件数 ③ 夜間・休日対応をする場合の 加算 54,600 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対す	性と健康の相談 センター事業 に必要な報酬、手 給料及び職員手 当等(ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る)、報償 費、共済費、旅 費、需用費(消 耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費、負担金、 補助及び交付 金、扶助費	2分の1

新	旧
<p>【委託の場合】(1 団体当たり)</p> <p>① 運営費 314,800 円×実施月数</p> <p>② 初回産科受診料支援 10,000 円×助成件数</p> <p>(3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算</p> <p>【直営の場合】</p> <p>① 運営費 172,300 円×実施月数</p> <p>② SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額)</p> <p>③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数</p> <p>【委託の場合】(1 団体当たり)</p> <p>① 運営費 367,100 円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応加算 54,800 円×実施月数</p> <p>③ SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額)</p> <p>④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数</p> <p>(4) 出生前遺伝学的検査加算</p> <p>① 運営費 151,700 円×実施月数</p> <p>② 研修費 28,700 円×実施月数</p> <p>(5) HTLV-1 母子感染対策加算 1 都道府県あたり 1,680,000 円</p> <p>(6) 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 866,600 円×実施月数</p>	<p>専任の相談員を配置し、開設時間が週 40 時間を超える時間は、当該 40 時間を超える時間を 14 時間で除した数 (小数点を以下四捨五入) を実施月数に乗ずることができる。</p> <p>④ 若年妊婦等支援の強化を実施する場合の加算</p> <p>(7) 運営費 172,300 円×実施月数</p> <p>(4) SNS 等運用費 10,888,000 円 (年額)</p> <p>(7) 緊急一時的な居場所の確保費用 16,100 円×宿泊日数</p> <p>⑤ 出生前遺伝学的検査を受けた者等への支援</p> <p>(7) 運営費 151,700 円×実施月数</p> <p>(4) 研修費 28,700 円×実施月数</p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)</p> <p>(1) 基本分 474,500 円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p> <p>① 不妊症に悩む者に対する相談対応等を行う場合の加算 60,600 円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応をする場合の加算 54,800 円×実施月数</p> <p>③ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 866,600 円×実施月数</p> <p>4 HTLV-1 母子感染対策事業 1 都道府県あたり 1,679,000 円</p> <p>5 若年妊婦等支援事業</p> <p>(1) 基本分 1 団体当たり 相談支援等 366,700 円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p>

新		旧																	
不育症検査費用助成事業	(略)	(略)	(略)																
不育症検査費用助成事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業 (1) 相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td><u>170,900</u></td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td><u>264,700</u></td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td><u>501,200</u></td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td><u>1,016,600</u></td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td><u>1,321,700</u></td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td><u>1,981,100</u></td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td><u>2,743,200</u></td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	<u>170,900</u>	2万人以上5万人未満	<u>264,700</u>	5万人以上10万人未満	<u>501,200</u>	10万人以上30万人未満	<u>1,016,600</u>	30万人以上70万人未満	<u>1,321,700</u>	70万人以上150万人未満	<u>1,981,100</u>	150万人以上	<u>2,743,200</u>	<p>① <u>夜間休日対応加算</u> 1団体当たり 54,700円×実施月数</p> <p>② <u>SNS等を運用する場合の加算</u> 1団体当たり 10,888,000円(年額)</p> <p>③ <u>特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援を実施する場合の加算(1団体当たり)</u> 314,400円×実施月数(運営費) 10,000円×初回産科受診料 助成件数</p> <p>④ <u>緊急一時的な居場所の確保をする場合の加算</u> 16,100円×宿泊日数</p>	2分の1
人口区分(人)	単価(円)																		
2万人未満	<u>170,900</u>																		
2万人以上5万人未満	<u>264,700</u>																		
5万人以上10万人未満	<u>501,200</u>																		
10万人以上30万人未満	<u>1,016,600</u>																		
30万人以上70万人未満	<u>1,321,700</u>																		
70万人以上150万人未満	<u>1,981,100</u>																		
150万人以上	<u>2,743,200</u>																		
妊娠・出産包括支援事業	<p>(略)</p>	<p>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費)、役務費(通費)、委託料、使料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>不育症検査費用助成事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	2分の1															
妊娠・出産包括支援事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業 (1) 相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td><u>162,900</u></td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td><u>252,500</u></td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td><u>477,200</u></td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td><u>981,700</u></td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td><u>1,274,200</u></td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td><u>1,905,800</u></td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td><u>2,634,300</u></td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	<u>162,900</u>	2万人以上5万人未満	<u>252,500</u>	5万人以上10万人未満	<u>477,200</u>	10万人以上30万人未満	<u>981,700</u>	30万人以上70万人未満	<u>1,274,200</u>	70万人以上150万人未満	<u>1,905,800</u>	150万人以上	<u>2,634,300</u>	<p>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費)、役務費(通費)、委託料、使料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金</p>	2分の1
人口区分(人)	単価(円)																		
2万人未満	<u>162,900</u>																		
2万人以上5万人未満	<u>252,500</u>																		
5万人以上10万人未満	<u>477,200</u>																		
10万人以上30万人未満	<u>981,700</u>																		
30万人以上70万人未満	<u>1,274,200</u>																		
70万人以上150万人未満	<u>1,905,800</u>																		
150万人以上	<u>2,634,300</u>																		



新		旧																	
<p>(2) 多胎妊産婦等支援 ①多胎ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>208,200円</u>×実施月数 ②多胎妊産婦等サポーター等事業 1 市町村当たり、次の表の人口 区分当たりの単価×実施月数とす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td><u>158,700</u></td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td><u>217,700</u></td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td><u>394,800</u></td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td><u>434,200</u></td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td><u>453,800</u></td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td><u>630,900</u></td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td><u>729,300</u></td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	<u>158,700</u>	2万人以上5万人未満	<u>217,700</u>	5万人以上10万人未満	<u>394,800</u>	10万人以上30万人未満	<u>434,200</u>	30万人以上70万人未満	<u>453,800</u>	70万人以上150万人未満	<u>630,900</u>	150万人以上	<u>729,300</u>		<p>補助及び交付金、<u>扶助費</u></p>	
人口区分(人)	単価(円)																		
2万人未満	<u>158,700</u>																		
2万人以上5万人未満	<u>217,700</u>																		
5万人以上10万人未満	<u>394,800</u>																		
10万人以上30万人未満	<u>434,200</u>																		
30万人以上70万人未満	<u>453,800</u>																		
70万人以上150万人未満	<u>630,900</u>																		
150万人以上	<u>729,300</u>																		
<p>(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×妊婦の数 ※多胎及び同一年度内に2回妊娠した妊婦の場合は、子どもの数に応じて支払う。</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>59,000円</u>×実施月数</p>		<p>(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×妊婦の数 ※多胎及び同一年度内に2回妊娠した妊婦の場合は、子どもの数に応じて支払う。</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>55,400円</u>×実施月数</p>																	
<p>2 産後ケア事業 (1) <u>デイサービス・アウトリーチ型</u> <u>1か所あたり1,696,000円</u>×<u>実施月数</u> (2) <u>ショートステイ型</u> <u>1か所あたり2,474,600円</u>×<u>実施月数</u></p>		<p>2 産後ケア事業 <u>1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とす</u> <u>る。</u></p>																	



新		旧	
新生児聴覚検査体制整備事業	(略)	新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金
予防の子どもへの死亡検証体制整備モデル事業	(略)	1 都道府県当たり <u>11,962,700 円</u>	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	(略)	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回 (限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、備品購入費

新		旧	
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(略)	(略)	1 平成28年熊本地震 ① 相談支援等事業 734,073円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) 1,964,480円 (熊本市) 491,120円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
(略)	(略)	2 平成30年7月豪雨 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、そのうち被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (岡山県、広島県、愛媛県) 1,964,480円 (岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市) 491,120円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業

新		旧	
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	令和元年台風第15号及び第19号 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施(都道府県) 1,964,480円 (指定都市、中核市) 491,120円	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	令和2年7月豪雨 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)) ② 保健師等に対する研修の実施(県) 1,964,480円 (指定都市、中核市) 491,120円	4分の3



母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

下線部分は、改正部分

新	旧
雇児発第 0823001 号 平成17年8月23日 一部改正 雇児発第 1011007 号平成18年10月11日 雇児発第 0514002 号平成19年5月14日 雇児発第 0331010 号平成20年3月31日 雇児発第 0515001 号平成21年5月15日 雇児発 0716 第4号平成21年7月16日 雇児発 0324 第6号平成22年3月24日 雇児発 0329 第12号平成23年3月29日 雇児発 0405 第24号平成24年4月5日 雇児発 0515 第25号平成25年5月15日 雇児発 0530 第2号平成26年5月30日 雇児発 1205 第2号平成26年12月5日 雇児発 0217 第2号平成27年2月15日 雇児発 0417 第1号平成27年4月17日 雇児発 0120 第3号平成28年1月20日 雇児発 0516 第3号平成28年5月16日 雇児発 0915 第5号平成28年9月15日 雇児発 0331 第32号平成29年3月31日 子発 0328 第1号平成30年3月28日 子発 1011 第7号平成30年10月11日 子発 0517 第1号令和元年5月17日 子発 0617 第2号令和2年6月17日 子発 0817 第1号令和2年8月17日 子発 0401 第2号令和3年4月1日 子発 0531 第4号令和3年5月31日 子発※第※号令和※年※月※日	雇児発第 0823001 号 平成17年8月23日 一部改正 雇児発第 1011007 号平成18年10月11日 雇児発第 0514002 号平成19年5月14日 雇児発第 0331010 号平成20年3月31日 雇児発第 0515001 号平成21年5月15日 雇児発 0716 第4号平成21年7月16日 雇児発 0324 第6号平成22年3月24日 雇児発 0329 第12号平成23年3月29日 雇児発 0405 第24号平成24年4月5日 雇児発 0515 第25号平成25年5月15日 雇児発 0530 第2号平成26年5月30日 雇児発 1205 第2号平成26年12月5日 雇児発 0217 第2号平成27年2月15日 雇児発 0417 第1号平成27年4月17日 雇児発 0120 第3号平成28年1月20日 雇児発 0516 第3号平成28年5月16日 雇児発 0915 第5号平成28年9月15日 雇児発 0331 第32号平成29年3月31日 子発 0328 第1号平成30年3月28日 子発 1011 第7号平成30年10月11日 子発 0517 第1号令和元年5月17日 子発 0617 第2号令和2年6月17日 子発 0817 第1号令和2年8月17日 子発 0401 第2号令和3年4月1日 子発 0531 第4号令和3年5月31日

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</p> <p>2 <u>性と健康の相談センター事業 (別添2)</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 <u>(別添3)</u> (2) 産後ケア事業 <u>(別添4)</u> (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 <u>(別添5)</u></p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。 母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。</p> <p>第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</p> <p>2 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u> (1) <u>健康教育事業 (別添2)</u> (2) <u>女性健康支援センター事業 (別添3)</u> (3) <u>不妊専門相談センター事業 (別添4-1)</u> (4) <u>不妊症・不育症支援ネットワーク事業 (別添4-2)</u> (4) <u>HTLV-1 母子感染対策事業 (別添5)</u> (5) <u>若年妊婦等支援事業 (別添6)</u></p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 <u>(別添7)</u> (2) 産後ケア事業 <u>(別添8)</u> (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 <u>(別添9)</u></p>



新	旧
<p>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事 <u>(別添6)</u></p> <p>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 <u>(別添7)</u></p> <p>4 不育症検査費用助成事業 <u>(別添8)</u></p> <p>5 産婦健康診査事業 <u>(別添9)</u></p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業 <u>(別添10)</u></p> <p>7 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 <u>(別添11)</u></p> <p>8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 <u>(別添12)</u></p> <p>9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 <u>(別添13)</u></p> <p><u>10 母子保健対策強化事業 (別添14)</u></p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。 ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。</p>	<p>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業 <u>(別添10)</u></p> <p>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 <u>(別添11)</u></p> <p>4 不育症検査費用助成事業 <u>(別添12)</u></p> <p>5 産婦健康診査事業 <u>(別添13)</u></p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業 <u>(別添14)</u></p> <p>7 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 <u>(別添15)</u></p> <p>8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 <u>(別添16)</u></p> <p>9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 <u>(別添17)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。 ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。</p>

新	旧
<p>別添1 (略)</p>	<p>別添1 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>1 事業目的 様々な子ども心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子ども心のケアを行う体制をつくる。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) 子ども心の診療支援（連携）事業 ① 地域の医療機関から相談を受けた様々な子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援 ② 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援 ③ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣 ④ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催 (2) 子ども心の診療関係者研修・育成事業 ① 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施</p>

新	旧
	<p>② 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催</p> <p>③ 子ども心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成</p> <p>(3) 普及啓発・情報提供事業</p> <p>子ども心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子ども心の問題について普及啓発を図る。</p> <p>4 その他</p> <p>本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。</p>

新	旧
<p>別添2～6 <u>(削除)</u></p>	<p>別添2 健康教育事業</p> <p>1 事業目的 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>3 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 (1) 対象者 思春期から更年期に至る女性を対象とする。 (2) 事業内容等 健康教育事業は、次の方法により行うものとする。</p>

新	旧
	<p>① 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催する。(別添3「不妊専門相談センター事業」により実施する講演会等を除く。)</p> <p>② 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。</p> <p>③ 学校等において、児童や生徒向けに、性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、分かりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修会の実施。</p> <p>※ 健康教育事業で性に関する内容の講習会等を実施する場合は、避妊方法、妊孕性や、相談窓口など、幅広くテーマとして取り扱うこと。</p> <p>(3) 実施担当者 本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>(4) 実施日時、場所 健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 1019 247 1108">別添 3</p> <p data-bbox="311 436 343 784">女性健康支援センター事業</p> <p data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的</p> <p data-bbox="454 100 774 1086">           女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。         </p> <p data-bbox="837 929 869 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="885 100 965 1086">           事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。            なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。         </p> <p data-bbox="1125 907 1157 1108">3 事業内容等</p> <p data-bbox="1173 100 1260 1086">           都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。         </p> <p data-bbox="1268 907 1300 1064">(1) 対象者</p> <p data-bbox="1316 100 1404 1041">           女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする。         </p> <p data-bbox="1412 470 1444 1030">① 思春期にあつて健康相談を希望する者</p>

新	旧
	<p>② 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者</p> <p>③ 不妊に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>④ メンタルケアの必要な者</p> <p>⑤ 婦人科疾患、更年期障害を有する者</p> <p>⑥ 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた者、受検を検討している者 又はその家族</p> <p>⑦ その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導</p> <p>② 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援</p> <p>③ 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p>④ 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>⑤ 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置</p> <p>⑥ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>⑦ 女性の健康に関する学習会の開催</p> <p>⑧ (1) ⑥の対象者への専門的な相談支援、障害福祉関係機関との連絡調整、相談支援に必要なとなる知識の修得に係る研修の実施</p> <p>⑨ その他相談の実施に必要な事項</p> <p>(3) 実施担当者</p> <p>本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、女性の健康に関する専門性の向上に努めること。</p> <p>また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p>

新	旧
	<p>(4) 実施日時、場所等        本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。        なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>(5) 広報活動等        対象者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布するほか、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNSを通じた広報活動を積極的に行うこと。        また、市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほか、相談事業を行うNPO法人等が把握した者について、これらの機関から女性健康支援センターに確実につながるよう、女性健康支援センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うこと。</p> <p>(6) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援については、以下の内容を実施すること。        ① 妊娠に悩む者に対する相談指導において、児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）と疑われる者を把握した場合には、必要に応じて面談・訪問による相談等を行いその状況を確認するとともに、支援対象者との信頼関係を構築する。        ② 特定妊婦と疑われる者のうち、医療機関による妊娠の確認ができていない者で、かつ産科受診等が困難と認められる場合には、産科等医療機関への同行支援や④に定める産科受診に対する助成を行う</p>



新	旧
	<p>う。</p> <p>③ ①または②の結果、支援が必要と認められると実施主体が判断する者に対して、行政機関等関係機関に確実につなぐための同行支援や情報共有等を行う。</p> <p>④ 産科受診に対する助成については、明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、女性健康支援センター等において市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行ったうえで医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用を対象とし、相談指導を実施する前に、支援対象者がすでに受診していた場合の産科受診料に対する助成や現金給付については対象外とする。</p> <p>⑤ 留意事項</p> <p>(ア) 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。</p> <p>また、相談支援は窓口による相談のみならず、対象者の実情等を踏まえ、アウトリーチによる相談支援を実施すること。</p> <p>(イ) 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報 の適正な管理に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。</p> <p>(エ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するな</p>

新	旧
	<p>ど、関係機関と連携することが望ましい。</p> <p>(7) 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援を実施する場合には、別添6「若年妊婦等支援事業」に基づき実施すること。なお、特定妊婦等と疑われる者に対する産科同行支援については、本事業で定める内容で実施すること。</p> <p>(8) 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。</li> <li>② 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮すること。</li> <li>③ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。</li> <li>④ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。</li> <li>⑤ 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等に対し、障害福祉関係の機関等の紹介を行うため、随時、市町村の障害福祉関係部署との連携を図ること。</li> </ol>

新	旧
	<p data-bbox="213 969 245 1111">別添 4-1</p> <p data-bbox="308 432 339 786">不妊専門相談センター事業</p> <p data-bbox="405 931 437 1104">1 事業目的</p> <p data-bbox="453 107 775 1084">           女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。         </p> <p data-bbox="839 931 871 1104">2 実施主体</p> <p data-bbox="887 107 967 1084">           事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。            なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。         </p> <p data-bbox="1126 902 1158 1104">3 事業内容等</p> <p data-bbox="1174 107 1254 1084">           都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。            (1) 不妊症に対する支援         </p> <p data-bbox="1318 873 1350 1025">① 対象者</p> <p data-bbox="1366 544 1398 965">不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p data-bbox="1414 842 1445 1025">② 事業内容</p>

新	旧
	<p>(ア) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</p> <p>(イ) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応</p> <p>(ウ) 不妊治療に関する情報提供</p> <p>(エ) 不妊相談を行う専門相談員の研修</p> <p>(オ) 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>(カ) 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>(キ) その他不妊相談に必要な事項</p> <p>③ 実施担当者      本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関する知識を有する者等により実施する。      なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。      また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>④ 実施日時、場所      本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。      なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>⑤ 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。</p>

新	旧
	<p>⑥ 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 不妊相談の進め方</li> <li>(イ) 不妊の原因</li> <li>(ウ) 不妊の検査方法</li> <li>(エ) 不妊の治療方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど</li> </ul> </li> <li>(オ) その他不妊相談について必要な事項</li> </ul> <p>⑦ 周知徹底 不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。</p> <p>⑧ 事業推進上の留意事項 本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。</p> <p>については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センター又は同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ま</p>

新	旧
	<p>い。</p> <p>その他、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(ア) 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健 所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。</p> <p>(イ) 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。</p> <p>(ウ) 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>(エ) 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。</p> <p>(オ) 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。</p> <p>⑨ 関係機関との連携</p> <p>都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、医療機関、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>(2) 習慣流産等（いわゆる不妊症）に対する支援</p> <p>① 対象者</p> <p>習慣流産等（いわゆる不妊症）（以下「不妊症」という。）で悩む者を対象とする。</p> <p>② 事業内容</p>

新	旧
	<p>(ア) 不育症に関する相談対応</p> <p>(イ) 不育症相談を行う専門相談員の研修</p> <p>(ウ) 不育症治療に関する普及啓発</p> <p>(エ) 不育症に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>(オ) その他不育症相談に必要な事項</p> <p>③ 実施担当者      本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。      なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不育症支援に関する専門性の向上に努めること。      また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>④ 実施場所      本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>⑤ 周知徹底      不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>⑥ 関係機関との連携      都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 963 247 1108">別添4-2</p> <p data-bbox="311 358 343 851">不妊症・不育症支援ネットワーク事業</p> <p data-bbox="406 896 438 1108">1 事業の目的</p> <p data-bbox="454 100 678 1086">不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。</p> <p data-bbox="742 929 774 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="790 100 965 1086">事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）であり、かつ、不妊専門相談センターを実施している都道府県等とする。なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体（以下「団体等」という。）に委託することができる。</p> <p data-bbox="1029 929 1061 1108">3 事業内容</p> <p data-bbox="1077 369 1109 1064">以下に記載する（1）から（4）の事業を実施する。</p> <p data-bbox="1125 100 1412 1064"> （1）不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催  （2）当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施  （3）不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施  （4）不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 </p>



新	旧
	<p>4 留意事項</p> <p>(1) 当事業の実施に当たり、不妊専門相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず不妊専門相談センター事業を受託している団体と連携すること。</p> <p>(2) 3 (1) の事業を実施する場合、3 (1) に記載した団体など、地域の実情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。</p> <p>(3) 3 (2) の事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症に知見が有り、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者が実施すること。</p> <p>(4) 3 (3) の実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的に研修に参加するなどに努めること。</p> <p>(5) 3 (4) を実施するに当たり、また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけよう、児童相談所や民間フォostリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 1025 247 1108">別添 5</p> <p data-bbox="311 443 343 772">HTLV-1 母子感染対策事業</p> <p data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的</p> <p data-bbox="454 100 630 1086">HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p data-bbox="694 929 726 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="742 577 774 1064">事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p data-bbox="790 100 869 1086">なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p data-bbox="933 907 965 1108">3 事業内容等</p> <p data-bbox="981 100 1061 1086">都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p data-bbox="1077 548 1109 1064">(1) HTLV-1 母子感染対策協議会の設置</p> <p data-bbox="1125 100 1252 1041">① 都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。</p> <p data-bbox="1268 100 1348 1041">② HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</p> <p data-bbox="1364 156 1396 974">(ア) 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項</p> <p data-bbox="1412 324 1444 985">(イ) HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項</p>

新	旧
	<p>(ウ) HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項</p> <p>(エ) HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</p> <p>(オ) HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</p> <p>(カ) HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項</p> <p>(キ) その他 HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>(2) HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業</p> <p>① 都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</p> <p>② 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項</p> <p>(イ) HTLV-1 母子感染に関する基本的事項</p> <p>(ウ) HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</p> <p>(エ) その他 HTLV-1 母子感染対策に關して必要な事項</p> <p>(3) HTLV-1 母子感染普及啓発事業</p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</p> <p>(4) その他</p> <p>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病</p>

新	旧
	<p>ウイルス-1型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成22年11月1日雇児母発 1101 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成22年12月20日健発 1220 第5号、雇児発 1220 第1号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 1019 247 1108">別添6</p> <p data-bbox="311 470 343 739">若年妊婦等支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的  <p data-bbox="454 100 582 1086">予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施する。</p> </li> <li data-bbox="646 840 678 1108">2 事業の実施主体  <p data-bbox="694 100 821 1086">本事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</p> </li> <li data-bbox="885 907 917 1108">3 事業の対象  <p data-bbox="933 100 1021 1086">10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等（以下「若年妊婦等」という。）を対象とする。</p> </li> <li data-bbox="1085 728 1117 1108">4 事業の内容及び実施方法  <p data-bbox="1133 100 1212 1086">次の（1）の内容を実施する。なお、（2）、（3）の内容については、地域の実情に応じて実施することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1228 840 1260 1064">（1）相談支援等  <p data-bbox="1276 100 1452 1064">相談支援等は、以下の①～④に掲げる方法で実施する。但し、①、②及び③については、必ず実施すること。なお、相談支援を実施する際には、地域の実情や、若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施すること。</p> </li> </ol> </li> </ol>

新	旧
	<p>①窓口相談</p> <p>②アウトリーチによる相談</p> <p>③コーデイネーター業務</p> <p>(ア) 本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援していくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うこと。</p> <p>(イ) 4 (3) を実施する場合、宿泊施設等との調整を行うこと。</p> <p>④SNS等を活用した相談</p> <p>(ア) 若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SNS等を活用し、相談体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相談に多様な選択肢を用意することにより、相談体制の充実を図る。</p> <p>(イ) SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させるための研修、SNS等による相談の効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。</p> <p>相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とすること。</p> <p>なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修等を行うなど、十分な相談体制を整えること。</p> <p>(2) 産科受診等支援</p> <p>産科受診等支援を実施する場合は、別添3「女性健康支援センター事業」の3(6)の内容に準じて実施すること。</p>

新	旧
	<p>(3) 緊急一時的な居場所の確保  アウトリーチや、継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居場所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保することができる。なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断すること。  また、若年妊婦等が再び居所不安定な状況に置かれないよう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げること。</p> <p>5 関係機関との連携  福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築すること。</p> <p>6 留意事項  (1) 本事業を、都道府県等が民間団体等へ委託せず、直接の実施主体として実施する場合には、別添3「女性健康支援センター事業」における若年妊婦等支援としての基準単価を適用すること。  (2) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。  (3) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。</p>

新	旧
<p><u>別添2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>性と健康の相談センター事業</u></p> <p><u>1 事業目的</u></p> <p><u>従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u></p> <p><u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の(10)の取組については、都道府県とする。なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>原則として、次の(1)～(5)の取組を基本事業として行うものとする。なお、(6)～(11)の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援</u></p> <p><u>(2) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</u></p> <p><u>(3) 相談対応を行う相談員の研修養成</u></p> <p><u>(4) 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発</u></p> <p><u>(5) 児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>



新	旧
<p>(6) <u>特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援</u></p> <p>(7) <u>若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保</u></p> <p>(8) <u>出生前遺伝学的検査 (NIPT) に関する専門的な相談支援</u></p> <p>(9) <u>HTLV-1 母子感染対策協議会の設置等</u></p> <p>(10) <u>不妊症・不育症患者の支援のためのネットワーク整備</u></p> <p>(11) <u>その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援</u></p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 3 (1) ～ (5) による基本事業</p> <p>① 対象者</p> <p>思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者 (避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスカケア、不妊症相談を含む)</p> <p>② 内容</p> <p>都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。</p> <p>ア 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</p> <p>イ 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p>ウ 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発</p> <p>エ 学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への研修会等</p> <p>オ 不妊症・不育症予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援</p> <p>カ 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応</p>	

新	旧
<p>③ 支援担当者  <u>本事業の実施にあたっては、次のアに掲げる者を配置するとともに、必要に応じてイに掲げる者を配置することとする。</u>  ア 医師、保健師又は助産師等  イ その他事業を実施するに当たり必要な者</p> <p>④ 留意事項  ア 本事業の実施場所は、保健医療施設等の相談者が利用しやすい施設において実施するものとする。  また、令和3年度までに実施されていた事業類型を踏まえ、4(1)②に掲げる取組毎に複数施設等に委託することも可能とする。  なお、施設等の名称については、必ずしも「性と健康の相談センター」とする必要はなく、実施主体や施設毎に検討し、定めるものとする。「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」、「健康教育事業」を引き続き活用することも可能とする。  イ 相談指導や講演会及び研修養成等の実施に当たっては、必要に応じて、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮するものとする。  なお、相談指導については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。  ウ 対象者が相談対応の内容や対応時間、所在地等を容易に把握することができるよう、リーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等に配付するほか、必要に応じて、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNS等を通じた広報活動等を行うものとする。  エ 市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほ</p>	

新	旧
<p>か、相談事業を行う NPO 法人等が把握した者について、これらの機関から性と健康の相談センターに確実につながるよう、性と健康の相談センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うとともに、事業の実施について協力を求める。</p> <p>(2) 3 (6) による産科婦人科受診等支援</p> <p>① 対象者</p> <p>児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）と疑われる者及び10代等の思春期の児童であって、産科婦人科受診が必要と思われる者</p> <p>② 内容</p> <p>特定妊婦及び思春期の児童であって、産科婦人科受診が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問による相談等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。</p> <p>ア 産科婦人科等医療機関への同行支援</p> <p>イ 初回産科受診料支援</p> <p>③ 留意事項</p> <p>ア 産科婦人科医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮するものとする。</p> <p>また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合には、支援対</p>	

































































































